

入力用 Excel 利用マニュアル

Ver.2.0

令和7年2月 25 日

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1.	入力用 Excel の利用にあたって	1
(1)	はじめに	1
(2)	入力用 Excel の各シート	2
(3)	作成にあたっての作業フロー	3
2.	申告者情報シートの入力	4
2.1.	申告者情報の入力	4
(1)	申告者の各種情報の確認と入力	4
(2)	納付方法の選択	5
2.2.	納付義務適用除外者と除外医薬品の指定	6
(1)	納付義務適用除外者の入力	6
(2)	除外医薬品の指定	7
2.3.	納付義務適用除外者の申告書類出力	7
3.	各内訳シートの入力	8
3.1.	データ入力	8
(1)	記載されている品目	8
(2)	除外医薬品の確認と登録	8
(3)	拠出金申告対象品目の記載内容の確認と入力	10
(4)	品目の追加登録	23
(5)	品目の削除	24
3.2.	入力内容の検証	26
(1)	グレーアウトについて	26
(2)	申告書類の作成前の検証	26
4.	申告書類の出力	30
5.	算出シート(副作用及び感染拠出金にかかる補助機能)	32
(1)	算出シート入力	32
(2)	【医薬品等】内訳シートへの反映	33

1. 入力用 Excel の利用にあたって

(1) はじめに

本書では、入力用 Excel を利用して申告書類を作成するための手順について説明しています。

入力用 Excel とは、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の申告・納付に必要な提出書類のうち、「申告書」及び「算定基礎取引額算出内訳書」を Excel 上で作成することができるファイルです。紙申告の場合は、各拠出金ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、入力用 Excel を利用することで、全て一括で作成し、オンラインにて申告することができます。

※ 入力用 Excel の利用にあたっての留意事項

- ・申告対象年度ごとに、PMDA が契約するファイル共有サービスからダウンロードしてご利用ください。前年度使用したファイルを修正して使用することはできません。
- ・入力用 Excel は自動演算機能等をマクロで実現していることから、利用環境によって処理に時間を要する場合があります。また、申告者側で行える操作には「一部制限がかけられています（並び替え、数式の利用や関数の入力はできません）。
- ・ファイルの種類が「Excel マクロ有効ブック(*.xlsm)」となっているため、セキュリティの観点等で申告者側の共用 LAN 環境において当該ファイルを利用できない場合は、入力用 Excel を用いたオンライン申告をご利用いただくことができませんので、現時点では、紙での申告をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、

【PMDA】拠出金オンライン担当者 <online-kyoshutsukin[at]pmda.go.jp>

までご連絡ください。

※迷惑メール防止対策をしているため、上記メールアドレスの[at]を半角のアットマークに置き換えてください。

(2) 入力用 Excel の各シート

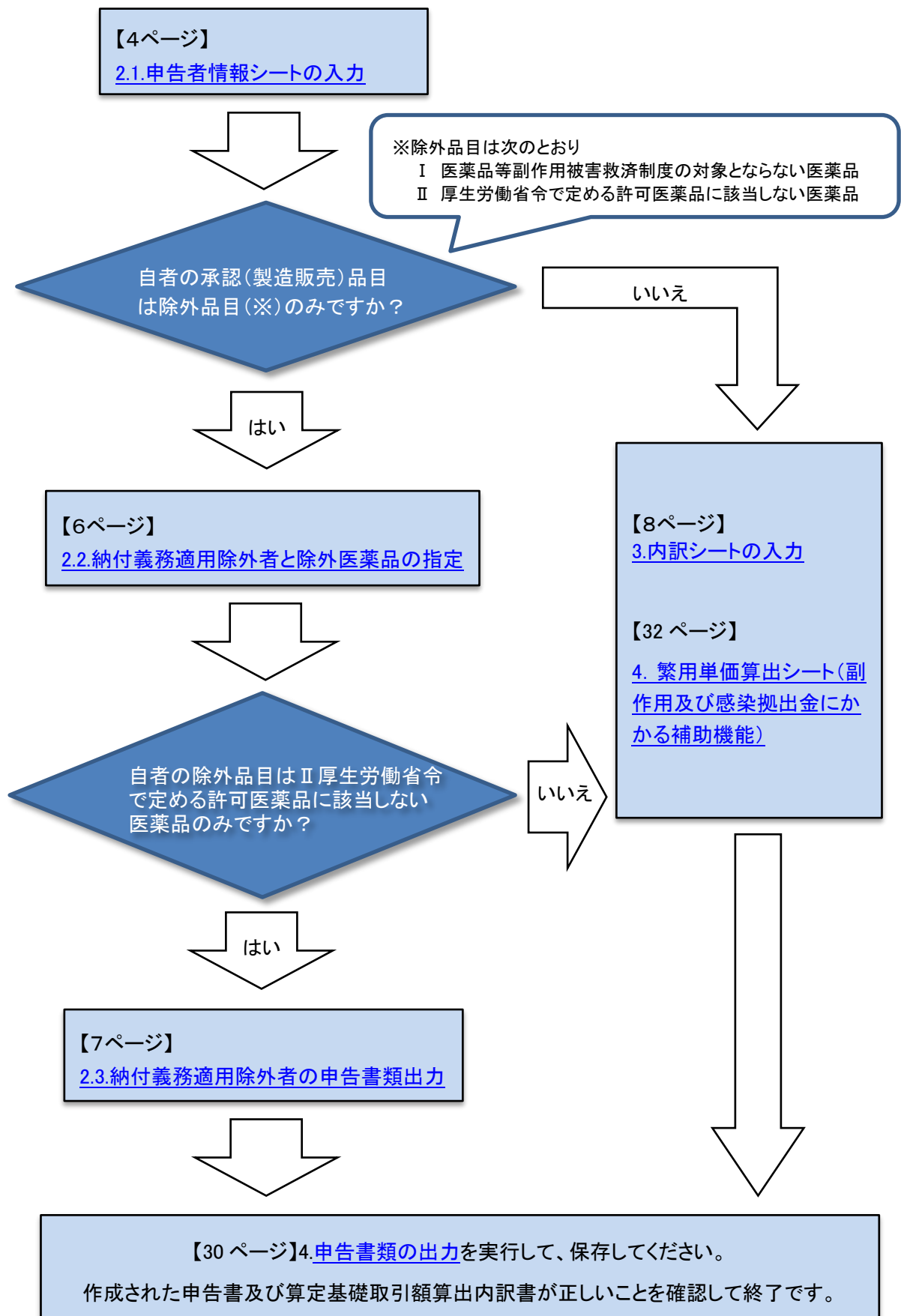
入力用 Excel は以下のシートで構成されています。水色行のシートを入力・操作することで、各拠出金申告書及び算出内訳書が作成されます。緑色行の算出シートは副作用・感染拠出金を申告する際の補助ツールのため、入力任意です。

(副: 副作用、感: 感染、安: 安全対策等)

シート名	副	感	安	マニュアル 該当箇所
申告者情報	○	○	○	2
【医薬品等】内訳	○	○※	○	3
【体外診断用医薬品】内訳	×	×	○	
【医療機器】内訳	×	×※	○	
算出シート	任意	任意	×	4
副作用拠出金申告書				
副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医薬品)				
副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書(再生医療等製品)				
感染拠出金申告書				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(輸血用血液製剤)				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(特定・医薬品)				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(その他・医薬品)				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(特定・医療機器)				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(その他・医療機器)				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(指定再生医療等製品)				
感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(それ以外の再生医療等製品)				
安全対策等拠出金申告書				
安全対策等拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医薬品)				
安全対策等拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医療機器)				
安全対策等拠出金算定基礎取引額算出内訳書(再生医療等製品)				

※ 感染拠出金の対象となる医療機器については、シート「【医薬品等】内訳」に登録してください。

(3) 作成にあたっての作業フロー



2. 申告者情報シートの入力

2.1. 申告者情報の入力

(1) 申告者の各種情報の確認と入力

シート「申告者情報等概要」は、申告者の情報を登録していただくシートです。

「申告者情報等概要」には、PMDA で把握している情報が記載されているので、入力されている項目（「業者番号」、「年度」、「納付義務者」の項の各項目、「資料送付先」の項の各項目等）をご確認いただき、誤りがあれば修正してください。

また、作成担当者欄は、申告対象となる拠出金区分ごとに入力してください。

申告者情報等概要 ※全角入力、半角入力と指定されている項目は指定された形で入

業者番号	000000	
年度	2025	
納付義務者	郵便番号	〒 100-0013
	住所（ふりがな）	とうきょうとちよだくかすみがせき
	住所	東京都千代田区霞が関3-3-2
	名称（ふりがな）	あいうえおやくひんかぶしがいしゃ
		あいうえお薬品株式会社
申告対象の拠出金ごとに入力		
資料送付先	代表者氏名	薬品 花子
	郵便番号	〒 100-0013
	住所	東京都千代田区霞が関3-3-2
	名称	あいうえお薬品株式会社
副作用 作成担当者	申告年月日	2025/7/25
	所属部署 【全角入力】	薬事部
	電話番号	000-0000-0000
	メールアドレス 【半角入力】	00000000@000.co.jp
	氏名 【全角入力】	薬品 太郎
副作用 現価相当額		
副作用 付加拠出金額		
感染 作成担当者	申告年月日	2025/7/25
	所属部署 【全角入力】	薬事部
	電話番号	000-0000-0000
	メールアドレス 【半角入力】	00000000@000.co.jp
	氏名 【全角入力】	薬品 太郎
感染 現価相当額		
感染 付加拠出金額		
安全 作成担当者	申告年月日	2025/7/25
	所属部署 【全角入力】	薬事部
	電話番号	000-0000-0000
	メールアドレス 【半角入力】	00000000@000.co.jp
	氏名 【全角入力】	薬品 太郎

(2) 納付方法の選択

オンライン申告を行う場合、決済代行サービス(Pay-easy 及びコンビニ払い)による納付を行うことが可能です。

「納付方法選択」欄は、プルダウンメニューから「希望しない/希望する」のいずれかを、必ず選択してください。Pay-easy 又はコンビニ払いを希望する場合は、「希望する(手数料 PMDA 負担)」を選択してください。

納付方法選択 ※必ずどちらかを選択してください。

納付方法	選択
Pay-easy・コンビニ払い	希望しない
	希望しない
	希望する(手数料PMDA負担)

2.2. 納付義務適用除外者と除外医薬品の指定

(1) 納付義務適用除外者の入力

副作用・安全対策等拠出金の除外医薬品のみを製造販売している場合は、納付義務適用除外者となります。該当する拠出金の「納付義務適用除外者」のチェックボックスをクリックしてチェックを入れてください。

申告者情報等概要 ※全角入力、半角入力と指定されている項目は指定された形で入

業者番号	000000	
年度	2025	
納付義務者	郵便番号	〒 100-0013
	住所（ふりがな）	とうきょうとちよだくかすみがせき
	住所	東京都千代田区霞が関3-3-2
	名称（ふりがな）	あいいうえおやくひんかぶしがいいしゃ
	名称	あいいうえお薬品株式会社
	電話番号	00-0000-0000
	代表者氏名（ふりがな）	やくひん はなこ
	代表者氏名	薬品 花子
資料送付先	郵便番号	〒 100-0013
	住所	東京都千代田区霞が関3-3-2
	名称	あいいうえお薬品株式会社
副作用 作成担当者	申告年月日	2025/7/25
	所属部署 【全角入力】	薬事部
	電話番号	000-0000-0000
	メールアドレス 【半角入力】	00000000@000.co.jp
	氏名 【全角入力】	薬品 太郎
副作用 現価相当額		
副作用 付加拠出金額		
感染 作成担当者	申告年月日	2025/7/25
	所属部署 【全角入力】	薬事部
	電話番号	000-0000-
	メールアドレス 【半角入力】	00000000@000.co.jp
	氏名 【全角入力】	薬品 太郎
感染 現価相当額		
感染 付加拠出金額		
安全 作成担当者	申告年月日	2025/7/25
	所属部署 【全角入力】	薬事部
	電話番号	000-0000-0000
	メールアドレス 【半角入力】	00000000@000.co.jp
	氏名 【全角入力】	薬品 太郎

ここをクリック

納付義務適用除外者

副作用 納付義務適用除外者	☒
安全 納付義務適用除外者	☐

納付義務適用除外者の場合は
左表にチェックをしたうえで
該当する番号を右表でチェックしてく
ださい

【注意】

申告対象の品目の出荷がなかった場合や、休止届を提出している場合も、
拠出金納付義務者となります。
納付義務適用除外者については、各拠出金の申告・納付の手引をご確認ください。

(2) 除外医薬品の指定

「納付義務適用除外者」をチェックした場合は、同じシートの右側にある「除外医薬品の指定」の表から、製造販売している除外医薬品の全てのチェックボックスをクリックしてください。

(除外医薬品の指定の表)

- I 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品
副作用拠出金のみ除外(※安全対策等拠出金は申告対象)の場合

- Ⅱ 厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品
副作用及び安全対策等拠出金いずれも除外の場合

なお、この表をチェックするのは納付義務適用除外者のみです。申告対象品目と除外品目の両方ある場合は、医薬品等内訳シートにて品目ごとに除外番号を入力します。

[illegible]

2.3. 納付義務適用除外者の申告書類出力

「[3.2 申告書類の作成前の検証](#)」を行い、「[4. 申告書類の出力](#)」を実施してください。副作用及び安全対策等拠出金 納付義務適用除外者の場合は、以上で申告書類の作成は完了となります。

なお、副作用拠出金のみ納付義務適用除外者の場合は、安全対策等拠出金の申告のための入力作業後に申告書類を出力してください。

3. 各内訳シートの入力

3.1. データ入力

(1) 記載されている品目

シート「【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳」、「【体外診断用医薬品】拠出金算定基礎取引額算出内訳」、「【医療機器】拠出金算定基礎取引額算出内訳」には、前年度に申告いただいた内容等から、申告者が製造販売をしている副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の申告対象になると考えられる品目が記載されています。

申告対象の品目は、自前で製造販売を行っている品目となりますので、受託製造や仕入販売のみを行っている品目は、申告の対象外となります。

なお、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可を取得している場合は、薬局製剤（薬局製造販売医薬品）も申告の対象となりますので、申告対象期間に薬局製剤の出荷があった場合には、漏れなく申告をしてください。

(2) 除外医薬品の確認と登録

シート「【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳」に記載されている品目のうち、除外医薬品について、登録の漏れや誤りがないかを確認してください。

登録漏れや誤りがあった場合、対象となる除外医薬品について、「除外医薬品」の項の「副作用」及び「安全」の各項目に、該当する除外医薬品の番号を、プルダウンメニューから選択して入力・修正をしてください。

1) 副作用拠出金において該当する場合

シート「申告者情報等概要」の除外医薬品の指定の表「Ⅰ 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品」の「副作用」の列に記載されている番号、又は表「Ⅱ 厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品」の「副作用」の列に記載されている番号を、プルダウンメニューから選択して入力してください。

2) 安全対策等拠出金において該当する場合

シート「申告者情報等概要」の除外医薬品の指定の表「Ⅱ 厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品」の「安全」の列に記載されている番号を、プルダウンメニューから選択して入力してください。

▶除外医薬品の指定

Ⅰ 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品	
副作用	
☐ Ⅰ-1	アグチノマイシンC及びその製剤
☐ Ⅰ-2	アグチノマイシンD及びその製剤
☐ Ⅰ-3	アグラルビシン、その塩類及びその製剤
☐ Ⅰ-4	アシミニブ、その塩類及びその製剤
☐ Ⅰ-5	レ-アスパラギンアミドヒドロラ
☐ Ⅰ-6	(+)-(七S・九S)-九-アセチル
☐ Ⅰ-7	六-アセチル-八-シクロペンチ
☐ Ⅰ-8	アテゾリズマブ及びその製剤
☐ Ⅰ-9	アフリベルセプト ペンタ及びその製剤

Ⅱ 厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品	
※ 平成 19 年度の申告から、体外診断用医薬品は安全対策等拠出金の算定の対象です。(なお、副作用拠出金は除外)	
副作用	安全
☐ Ⅱ-1	1
☐ Ⅱ-2	2
☐ Ⅱ-3	3
☐ Ⅱ-4	3
☐ Ⅱ-5-(1)	4-(1)
☐ Ⅱ-5-(2)	4-(2)
☐ Ⅱ-5-(3)	4-(3)
☐ Ⅱ-5-(4)	4-(4)
☐ Ⅱ-5-(5)	4-(5)

それぞれの拠出金において該当する番号をプルダウンメニューから選択。

除外医薬品	
副作用	安全

申告対象外の拠出金区分の「出荷額」の項には何も入力しないでください。

出荷数量及び単価					出荷額		
出荷数量	単価に係る種別	単価又は税込価格	係数計算後単価	薬用単価	グルーピングID	副作用	感染
			0.00	☐			

(3) 拠出金申告対象品目の記載内容の確認と入力

各拠出金算定基礎取引額算出内訳シートに記載されている品目や項目について、更新等の必要がないかを確認し、必要に応じて修正してください。

品目の追加(削除)が必要な場合は、「[3.1.\(4\)品目の追加登録](#)」、「[3.1.\(5\)品目の削除](#)」を参照してください。

なお、申告者側で入力する必要のない項目はグレーアウトされ、入力できません。

① 「【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳」の入力項目

あらかじめシートに記載されている項目は以下のとおりです。

なお、「再生医療等製品」や「感染拠出金の対象となる医療機器」については、このシートに登録をしてください。

項目名	記載内容
個別医薬品コード 又は承認番号	・承認番号、個別医薬品コード(YJコード)、許可生物由来製品コード 又は申告者から指定されたコード ・感染拠出金の対象となる医療機器については、承認番号
品目名(規格・単位)	品目名 規格単位が複数ある場合は、品目名の後ろに()で規格単位
局方収載	局方品の生薬の場合はチェック
(医薬品等の区分の項) 副作用及び安全	副作用拠出金の許可医薬品等の区分 又は安全対策等拠出金の医薬品等の区分
(医薬品等の区分の項) 感染	感染対策拠出金の許可生物由来製品等の区分
(出荷数量及び単価の項) 単価に係る種別※	単価の種別
(出荷数量及び単価の項) 薬価又は税込価格※	薬価基準収載、材料価格基準収載又は保険収載の価格 上記以外は空欄
(区分又は単価変更) 開始日	再審査期間または単価変更の開始日
(区分又は単価変更) 終了日	再審査期間または単価変更の終了日
(区分又は単価変更) 変更理由	新薬期間中の医薬品は「[新薬]期間中」、再生医療等製品は「[新再生医療等製品等]期間中」
(除外医薬品番号) 副作用	前年度申告における「医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品」又は「厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品」の番号
(除外医薬品番号) 安全	前年度申告における「厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品」の番号

※ 副作用拠出金及び感染拠出金における出荷額算出のために登録が必要な「単価に係る種別」及び「薬価又は税込価格」は、申告対象期間(前年度)の出荷時点に適用されていたものになります。

なお、安全対策等拠出金においては、副作用又は感染拠出金と異なり、製造販売業者販売価格(消費税込)により出荷額を算出することとなっていますので、ご注意ください。

医薬品、再生医療等製品の製造販売業許可をお持ちの場合
又は感染拠出金の対象となる医療機器がある場合に対象

各入力項目における留意事項

A) 個別医薬品コード又は承認番号

- ✓ 医薬品及び再生医療等製品で、薬価基準収載された品目については、YJコードを記載しています。(YJコードが変更になった場合には、申告者側で修正はできませんので、「備考」欄に変更後のYJコードを記載してください)。
- ✓ 感染拠出金の対象となる医療機器については、承認番号を記載しています。
- ✓ 上記以外については、原則として承認番号を記載しています。

B) 品目名(規格・単位)

- ✓ PMDAで記載した品目については、申告者側で修正をすることはできません。
- ✓ また、医薬品及び再生医療等製品で、販売名に規格単位が複数ある場合は、括弧書きで規格単位を登録しています。
- ✓ 感染拠出金の対象となる医療機器については、「品目名」を記載しています。
- ✓ 品目名の修正が必要な場合は、「備考」欄に「【品目名変更】」と記載し、修正内容を記載してください。
- ✓ 薬価基準未収載の品目で、複数の包装(単価)があり、すべての規格単位を括弧書きで記載したい場合は、「備考」欄に「【品目名変更】」と記載し、修正内容を記載してください。

例) 10mg、100mg、500mgの包装単位の〇〇〇末が販売名である品目の場合
【品目名変更】〇〇〇末(10mg、100mg、500mg)

C) 局方収載

- ✓ 局方品の生薬の場合は、チェックを付けてください。

D) (医薬品等の区分)副作用及び安全

- ✓ 医薬品又は再生医療等製品について、「副作用及び安全」の項に区分が入力されていますので、正しく登録されているかを確認し、必要に応じて更新をしてください。
- ✓ 新たに承認された医療用医薬品については、すべて「新薬」の区分で初期登録されていますので、再審査の調査・報告の義務が課せられていない品目については「注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤」又は「その他の医療用医薬品」に修正してください。

【医薬品の区分】

- ・新薬
- ・注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤
- ・その他の医療用医薬品
- ・一般用医薬品・要指導医薬品(体診を除く)

【再生医療等製品の区分】

- ・新再生医療等製品等
- ・その他の再生医療等製品

医薬品、再生医療等製品の製造販売業許可をお持ちの場合
又は感染拠出金の対象となる医療機器がある場合に対象

区分番号一覧	入力用 Excel の区分	副作用区分番号(手引に記載)	安全区分番号(手引に記載)
医薬品	新薬	1	1
	注射剤、内用剤、坐剤、 トローチ剤、吸入剤	2	2
	その他の医療用医薬品	3	3
	一般用医薬品・要指導医薬品 (体診を除く)	4	4
再生医療等製品	新再生医療等製品等	5	1
	その他の再生医療等製品	6	2

E) (医薬品等の区分)感染

- ✓ 感染拠出金の申告対象品目に該当する場合は、生物由来製品医薬品又は再生医療等製品の区分を登録していますので、正しく登録されているか確認し、必要に応じて修正してください。

【生物由来製品の区分】

- ・輸血用血液製剤
- ・特定生物由来製品
- ・その他の生物由来製品

【再生医療等製品の区分】

- ・指定再生医療等製品
- ・その他の再生医療等製品

区分番号一覧	入力用 Excel の区分	感染の区分番号(手引に記載)
生物由来製品	輸血用血液製剤	1
	特定生物由来製品	2
	その他の生物由来製品	3
再生医療等製品	指定再生医療等製品	4
	その他の再生医療等製品	5

※ 申告対象期間中に「医薬品等の区分」、「単価にかかる種別」又は「薬価又は税込価格」の変更があった場合は、「3.1.(4)品目の追加登録について」を参照し、行を追加し変更前後でそれぞれ申告してください。

F) (出荷数量及び単価)出荷数量

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金に該当する品目について記載してください。
- ✓ 「出荷数量」は、返品等控除数量を除いた数量を入力してください。

G) (出荷数量及び単価)単価に係る種別

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金に該当する品目について記載してください。

医薬品、再生医療等製品の製造販売業許可をお持ちの場合
又は感染拠出金の対象となる医療機器がある場合に対象

✓ 「単価の種別」を、プルダウンメニューから選択してください。

生物由来製品及び再生医療等製品で、使用する単価種別が2つある品目は、単価の種類ごとにそれぞれ1行で申告してください。同一品目で同じ単価種別の場合、2行以上で申告することはできません。なお、申告対象期間中に材料価格基準未収載から収載になった場合、保険未収載から収載になった場合は、K)L) 出荷額の項、「複数行で申告する場合の例」を参照してください。

例 生物由来製品で単価種別「保険収載」と「保険未収載」で出荷実績がある品目

○ 単価種別ごとに1行に出荷額を合算し、「薬価又は税込価格」には繁用単価を記載します。

品目名(規格・単位)	出荷数量及び単価					出荷額	
	出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価格	係数計算後単価	繁用単価	副作用	感染
ABCD細胞シート	147	再生医療等製品-保険収載	6,000.00	6,000.00	☒	882,000	882,000
ABCD細胞シート	82	再生医療等製品-保険未収載	10,000.00	12,000.00	☒	984,000	984,000

繁用単価については、H) 薬価又は税込価格、J) 繁用単価の項を参照してください。

× 同一品目・同一単価種別で複数行あるとエラーとなります。

品目名(規格・単位)	局方収載	出荷数量及び単価					出荷額	
		出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価格	係数計算後単価	繁用単価	副作用	感染
ABCD細胞シート	☐	100	再生医療等製品-保険収載	8,000.00	8,000.00	☐	800,000	800,000
ABCD細胞シート	☐	47	再生医療等製品-保険収載	10,000.00	10,000.00	☐	470,000	470,000
ABCD細胞シート	☐	42	再生医療等製品-保険未収載	10,000.00	12,000.00	☐	504,000	504,000
ABCD細胞シート	☐	20	再生医療等製品-保険未収載	12,000.00	14,400.00	☐	288,000	288,000
ABCD細胞シート	☐	20	再生医療等製品-保険未収載	14,000.00	16,800.00	☐	336,000	336,000

医薬品、再生医療等製品の製造販売業許可をお持ちの場合
又は感染抛出金の対象となる医療機器がある場合に対象

H) (出荷数量及び単価)薬価又は税込価格

- ✓ 副作用抛出金又は感染抛出金に該当する品目について記載してください。
- ✓ 下表を参考に、「薬価又は税込価格」に単価を入力してください。一般用医薬品、薬価基準等未収載品目は税込の出荷(仕切)価格を入力してください。

【表「単価に係る種別」と「薬価又は税込み価格」】

単価に係る種別	薬価又は税込価格		係数計算後単価(自動計算)	
	副作用	感染	副作用	感染
①医薬品- 薬価基準収載	薬価基準価格		薬価基準価格	
②医薬品- 一般用、要指導又は薬価 基準未収載	出荷価格 (消費税込)		出荷価格(消費税込)に 1.5を乗じた価格	
③医薬品- 薬局製造販売	販売価格 (消費税込)	該当なし	販売価格 (消費税込)	該当なし
④医薬品- 国又は地方公共団体購入	当該価格(消費税込)		当該価格(消費税込)	
⑤医療機器- 材料価格基準収載	該当なし	材料価格基準 による価格	該当なし	材料価格基準 による価格
⑥医療機器- 材料価格基準未収載	該当なし	出荷価格 (消費税込)	該当なし	出荷価格 (消費税込)に 1.2を乗じた 価格
⑦医療機器- 国又は地方公共団体購入	該当なし	当該価格 (消費税込)	該当なし	当該価格 (消費税込)
⑧再生医療等製品- 保険収載	保険収載価格		保険収載価格	
⑨再生医療等製品- 保険未収載	出荷価格 (消費税込)		出荷価格(消費税込)に 1.2を乗じた価格	
⑩再生医療等製品- 国又は地方公共団体購入	当該価格 (消費税込)		当該価格 (消費税込)	

※ 上記の表の単価種別②③④⑥⑦⑨⑩の品目で出荷があった場合は、仕切価格表を入力用 Excel と一緒に提出してください。

I) (出荷数量及び単価)係数計算後単価

- ✓ 副作用抛出金又は感染抛出金に該当する品目について記載されます。
- ✓ 「単価にかかる種別」及び「薬価又は税込価格」で入力したデータから、出荷額に乘ずる単価が自動計算されます。
- ✓ 自動計算された単価が正しいか確認してください。

J) (出荷数量及び単価) 繁用単価

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金に該当する品目について記載してください。
- ✓ 薬価基準収載以外の品目で、複数の単価がある場合(例 包装単位によって単価が異なる、同一包装において仕切価格が複数ある、材料価格基準で複数の価格を適用する医療機器・組合わせ医療機器)は、出荷額を合算し1行で申告します。
- ✓ 単価欄には繁用単価(最も出荷数量の多い単価)を記載し、出荷数量は総出荷額を繁用単価で割った数量を記載します。詳細は、副作用拠出金の申告・納付の手引【Ⅲ3(9)複数の単価のある品目の取扱い】を参照してください。
- ✓ 「繁用単価」のチェックを入れると、「出荷額」の自動計算が解除されます。合算した出荷額を直接記載してください。

品目名(規格・単位)	局方収載	医薬品等の区分		出荷数量及び単価					副作用
		副作用及び安全	出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価	係数計算後単価	繁用単価	グループ別単価	
タチツテト鼻炎カプセル	☐	※一般用医薬品・要指導医薬品(併称を除く)	9,832	医薬品—一般用、要指導又は薬価基準未収載	5,500.00	8,250.00	☒		81,110,000

- ✓ 繁用単価は「[5. 繁用単価算出シート\(副作用及び感染拠出金にかかる補助機能\)](#)」で自動計算が可能です。(繁用単価算出シートの利用は任意です。)

K) (出荷額) 副作用及び感染

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金の出荷額は、「(出荷数量及び単価) 繁用単価」がチェックされている場合を除き、グレーアウトして自動計算されていますので、出荷額が正しいか確認してください。

L) (出荷額) 安全

- ✓ 安全対策等拠出金については、当該品目の総出荷額から返品等控除額を除いた出荷額(千円未満の端数は切り捨て)を、記載してください。
- ✓ 出荷がなかった場合は、0と記載してください。

(重要) 副作用又は感染拠出金と次の点が異なりますのでご注意ください。

- ・**抗がん剤など医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品も、安全対策等拠出金の対象になります。**
- ・副作用拠出金において控除対象である予防接種に用いられた医薬品も、安全対策等拠出金の申告対象です。
- ・出荷額は、申告対象者(製造販売業者)の販売価格(出荷価格(消費税込))により算出することとなっています。

医薬品、再生医療等製品の製造販売業許可をお持ちの場合
又は感染拠出金の対象となる医療機器がある場合に対象

同一品目でも、下表のとおり拠出金区分によって複数行で申告するもの、合算して申告するものがあります。

変更内容	出荷額		
	副作用	感染	安全
価格改定	改定前と改定後両方で出荷があれば それぞれで申告		合算して申告 (2行目以降はグレースアウト)
薬価基準等収載※	基準収載前と収載後両方で出荷があれば それぞれで申告		合算して申告 (2行目以降はグレースアウト)
再審査期間終了	再審査期間中・終了後 それぞれで申告	合算して申告 (2行目はグレースアウト)	再審査期間中・終了後 それぞれで申告

※申告対象期間中に薬価基準等に収載された場合

複数行で申告する場合の例

申告対象期間中に価格改定があった場合(副作用・感染は2行、安全は1行で申告)

個別医薬品コード 又は承認番号	品目名(規格・単位)	出荷数量及び単価					出荷額		
		出荷数量	単価に係る 種別	薬価又は 税込価	係数計算後 単価	算用 単	副作用	感染	安全
価格改定の例	アイウエオ液100mg	95,247	医薬品-薬価基準収載	1,080.00	1,080.00	☐	102,866,000	102,866,000	1,610,583,000
	アイウエオ液100mg	1,587,070	医薬品-薬価基準収載	950.00	950.00	☐	1,507,716,000	1,507,716,000	

薬価基準未収載から収載になった場合(副作用・感染は2行、安全は1行で申告)

個別医薬品コード 又は承認番号	品目名(規格・単位)	出荷数量及び単価					出荷額		
		出荷数量	単価に係る 種別	薬価又は 税込価	係数計算後 単価	算用 単	副作用	感染	安全
基準収載の例	カキクケコ0.5mg錠	95,247	医薬品-一般用、要指導又は薬価基準未収載	450.00	675.00	☐	64,291,000	64,291,000	778,473,000
	カキクケコ0.5mg錠	1,587,070	医薬品-薬価基準収載	450.00	450.00	☐	714,181,000	714,181,000	

再審査期間が終了した場合(副作用・安全は2行、感染は1行で申告)

【注意】再審査期間終了後の出荷がない場合も、副作用・安全は2行で申告し、再審査期間終了後の
医薬品等の区分の出荷額を「0」として申告してください。

個別医薬品コード 又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方 収載	医薬品等の区分		出荷数量及び単価				出荷額		
			副作用及び 安全	感染	出荷数量	薬価又は 税込価	係数計算後 単価	算用 単	副作用	感染	安全
再審査期間終了 の例	サシセソコ錠7.5mg	☐	1:新薬	3:その他の生物由来製品	9,040	1,780.00	1,780.00	☒	16,091,000	16,500,000	170,000,000
	サシセソコ錠7.5mg	☐	2:従来薬、内服薬、注射薬、シロート錠、吸入剤	3:その他の生物由来製品	284	1,780.00	1,780.00	☐	505,000		600,000

「再審査期間終了」の例で感染拠出金対象品目を1行に合算する場合は、算用単価にチェックを入れ、合算した出荷額を直接入力してください。

なお、2行目以降の追加方法は、「[3.1.\(4\) 品目の追加登録](#)」を参照してください。

また、複数行で申告する場合は、次項 M) (区分又は単価変更) 開始日、N) (区分又は単価変更) 終了日、O) (区分又は単価変更) 変更理由 も記載してください。

M) (区分又は単価変更) 開始日

- ✓ 「医薬品等の区分」、「単価にかかる種別」又は「薬価又は税込価格」が変更になった場合に記載してください。
- ✓ 変更年月日を記載してください。

N) (区分又は単価変更)終了日

- ✓ 「医薬品等の区分」、「単価にかかる種別」又は「薬価又は税込価格」が変更になった場合に記載してください。
- ✓ 区分や単価が変更される前日(終了日)を記載してください。

O) (区分又は単価変更)変更理由

- ✓ 「医薬品等の区分」の変更(再審査期間の終了)、「単価にかかる種別」の変更(薬価基準収載)、「薬価又は税込価格」の変更(価格改定)があった場合に記載してください。
- ✓ 変更理由をプルダウンメニューから選択してください。

(選択項目)

- ・[新薬]期間中
- ・[新薬]期間後
- ・[新再生医療等製品等]期間中
- ・[新再生医療等製品等]期間後
- ・価格改定前
- ・価格改定後

(例)

個別医薬品コード 又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方 収載	医薬品等の区分	区分又は単価変更		
			副作用及び 安全	開始日	終了日	変更理由
価格改定前	アイウエオ液100mg	☐	2:注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤		2025/07/31	価格改定前
価格改定後	アイウエオ液100mg	☐	2:注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤	2025/08/01		価格改定後
再審査期間中	サシセソカプセル7.5mg	☐	1:新薬	2015/09/30	2025/09/30	[新薬]期間中
再審査期間後	サシセソカプセル7.5mg	☐	2:注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤	2025/10/01		[新薬]期間後

P) (返品)数量

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷数量から控除した返品数量を記載してください。

Q) (返品)控除額

- ✓ 安全対策等拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷額から控除した返品控除額を記載してください。

R) (輸出)数量

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷数量から控除した輸出数量を記載してください。

S) (輸出)控除額

- ✓ 安全対策等拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷額から控除した輸出控除額を記載してください。

※ 輸出控除がある場合は、輸出証明書やインボイス等の写しを、入力用 Excel と一緒に提出してください。

T) (予防接種)数量

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷数量から控除した予防接種法等に用いられた数量を記載してください。

U) (動物専用)数量

- ✓ 副作用拠出金又は感染拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷数量から控除した動物専用医薬品等の数量を記載してください。

V) (動物専用)控除額

- ✓ 安全対策等拠出金の申告を行う品目が対象になります。
- ✓ 出荷額から控除した動物専用として出荷した控除額を記載してください。

W) (除外医薬品)副作用、及び 安全

- ✓ 「[2.2.\(2\)除外医薬品の指定](#)」を参照してください。

X) 承継

- ✓ 他者より承継した品目は、承継年月日を記載してください。
- ✓ すでに入力されている場合は、正しい日付であるか確認し、必要に応じて修正してください。

Y) 承認整理

- ✓ 承認整理又は品目廃止届を提出した品目は、承認整理年月日を記載してください。
- ✓ すでに入力されている場合は、正しい日付であるか確認し、必要に応じて修正してください。

Z) 備考

- ✓ 申告者側で修正できない項目の修正や品目を削除したい場合は、その理由や修正後の品目名(規格・単位)を記載してください。

なお、PMDA において承継や承認整理や、その他修正内容の事実を確認できない場合は、修正しないことがあります。

② 【体外診断用医薬品】拠出金算定基礎取引額算出内訳の入力項目

あらかじめシートに記載されている項目は以下のとおりです。

目名	記載内容
承認番号又は届出番号	承認番号又は届出番号
品目名	販売名
医薬品の区分	安全対策等拠出金の医薬品の区分(体外診断用医薬品)

各入力項目における留意事項

- a) 承認番号又は届出番号
 - ✓ 承認番号又は届出番号が記載されていますので確認してください。
 - ✓ 記載された承認番号が異なっている場合など、修正が必要な場合は、申告者側で修正はできませんので、一番右にある「備考」欄に【承認番号等変更】と記載していただき、正しい承認番号又は届出番号を明示してください。
例)【承認番号等変更】00000ABC00000000
- b) 品目名
 - ✓ 販売名を登録していますので確認してください。
 - ✓ 品目名は、申告者側で修正はできませんので、一番右にある「備考」欄に【品目名変更】と記載していただき、修正後の品目名を明示してください。
例)【品目名変更】〇〇〇〇〇テストキット
- c) 医薬品の区分
 - ✓ 「体外診断用医薬品」と表示されています。
 - ✓ 空欄の場合は、申告者側で修正できませんので、一番右にある「備考」欄に「医薬品の区分記載漏れ」と記載してください。
- d) 出荷額
 - ✓ 当該品目の総出荷額(消費税込)から返品等控除額を除いた出荷額(千円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- e) (返品)控除額
 - ✓ 出荷額から控除した返品控除額を記載してください。
- f) (輸出)控除額
 - ✓ 出荷額から控除した輸出控除額を記載してください。

※ 輸出控除額がある場合は、輸出証明書やインボイス等の写しを、入力用 Excel と一緒に提出してください。

- g) (動物専用)控除額
 - ✓ 出荷額から控除した動物専用として出荷した控除額を記載してください。
- h) 承継
 - ✓ 他者より承継した品目は、承継年月日を記載してください。
 - ✓ すでに入力されている場合は、正しい日付であるか確認し、必要に応じて修正してください。
- i) 承認整理

- ✓ 承認整理又は品目廃止届を提出した品目は、承認整理年月日を記載してください。
- ✓ すでに入力されている場合は、正しい日付であるか確認し、必要に応じて修正してください。

j) 備考

- ✓ 申告者側で修正できない項目の修正や品目を削除したい場合は、その理由や修正後の品目名を、備考欄に記載してください。

③ 「【医療機器】拠出金算定基礎取引額算出内訳」の入力項目

あらかじめシートに記載されている項目は以下のとおりです。

目名	記載内容
分類コード番号	医療機器の「分類による一般的名称」に対応するコード番号
品目名(一般的名称)	医療機器の「分類による一般的名称」
医療機器の区分	医療機器のクラス分類による区分

各入力項目における留意事項

i) 分類コード番号

- ✓ 医療機器の「分類による一般的名称」に対応するコード番号が記載されていますので確認してください。
- ✓ 記載されたコード番号が異なる場合など、修正が必要な場合は、申告者側で修正はできませんので、一番右にある「備考」欄に「分類コード番号変更:」と記載していただき、正しい分類コード番号を明示してください。

例) 分類コード番号変更: 12345678

ii) 品目名(一般的名称)

- ✓ 医療機器の「分類による一般的名称」を登録していますので確認してください。
- ✓ 品目名は、申告者側で修正はできませんので、一番右にある「備考」欄に【品目名変更】と記載していただき、修正後の品目名を明示してください。

例) 【品目名変更】〇〇〇〇〇器具

iii) 医療機器の区分

- ✓ 医療機器のクラス分類による区分が表示されていますので確認してください。
- ✓ 空欄の場合は、申告者側で修正はできませんので、一番右にある「備考」欄に「医療機器の区分記載漏れ」と記載してください。

iv) 出荷額

- ✓ 当該品目の総出荷額(消費税込)から返品等控除額を除いた出荷額(千円未満の端数は切り捨て)を記載してください。

v) (返品)控除額

- ✓ 出荷額から控除した返品控除額を記載してください。

vi) (輸出)控除額

- ✓ 出荷額から控除した輸出控除額を記載してください。

※ 輸出控除額がある場合は、輸出証明書やインボイス等の写しを、入力用 Excel と一緒に提出してください。

vii) (動物専用)控除額

- ✓ 出荷額から控除した動物専用として出荷した控除額を記載してください。

viii) 承継

- ✓ 他者より承継した品目は、承継年月日を記載してください。
- ✓ すでに入力されている場合は、正しい日付であるか確認し、必要に応じて修正してください。

ix) 承認整理

- ✓ 承認整理又は品目廃止届を提出した品目は、承認整理年月日を記載してください。
- ✓ すでに入力されている場合は、正しい日付であるか確認し、必要に応じて修正してください。

x) 備考

- ✓ 申告者側で修正できない項目の修正や品目を削除したい場合は、その理由や修正後の品目名を、備考欄に記載してください。

(4) 品目の追加登録

品目を追加する方法は、「登録されている品目を複製して追加する方法」と「全ての項目が空欄である行を利用する方法」の2つがあります。

なお、申告対象期間に出荷があった品目のみ追加してください。

(品目の追加例)

- 品目の登録漏れがあった場合
- 申告対象期間中に再審査期間等が終了した「新薬」又は「新再生医療等製品」があった場合
 - ⇒ 再審査期間等の終期の翌日以降の出荷は、「注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤」、「その他の医療用医薬品」、「その他の再生医療等製品」のいずれかの区分で申告してください。
- 申告対象期間中に薬価基準・材料価格基準・保険収載の価格改定や出荷価格の改定があった場合

(品目の追加方法)

I. 登録されている品目を複製して追加する場合

複製する品目の「挿入」ボタンを押下することで複製元の品目の次の行に複製することができます。

【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳

保護		個別医薬品コード 又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方 収載	医薬品等の区分		出荷数量	単価
検証					副作用及び 安全	感染		
	挿入	0058AMX58038	テストデーター036	☐	1:新薬	1:輸血用血液製剤	10,000	医薬品-薬価基準
削除	挿入			☐				
削除	挿入			☐				
削除	挿入			☐				

「挿入」ボタンをクリック

複製された品目が複製元の次の行に追加

【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳

保護		個別医薬品コード 又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方 収載	医薬品等の区分		出荷数量	単価
検証					副作用及び 安全	感染		
	挿入	0058AMX58038	テストデーター036	☐	1:新薬	1:輸血用血液製剤	10,000	医薬品-薬価基準
削除	挿入	0058AMX58038	テストデーター036	☐	1:新薬	1:輸血用血液製剤	10,000	医薬品-薬価基準
削除	挿入			☐				
削除	挿入			☐				

なお、「複製した品目」と「複製元の品目」にかかる情報が同じ場合には、品目を分けて申告をする必要がないことから、品目を追加することができません。

医薬品の場合

- ・個別医薬品コード、許可生物由来製品コード又は承認番号
- ・(医薬品等区分の項)副作用及び安全
- ・(医薬品等区分の項)感染
- ・(出荷数量及び単価の項)単価に係る種別
- ・(出荷数量及び単価の項)薬価又は税込価格

体外診断用医薬品の場合

- ・承認番号又は届出番号
- ・品目名

医療機器の場合

- ・分類コード番号
- ・品目名(一般的名称)

II. 空白行を利用する場合

全ての項目が空欄となっている行の、先頭の行に入力するようにしてください。

【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳									
検証	個別医薬品コード又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方収載	医薬品等の区分			出荷数量及び単価		
				副作用及び安全	感染		出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価
挿入	00584WJ58038	テストデーター036	☐	1:新薬	1:輸血用血液製剤		10,000		
削除			☐						
挿入			☐						
削除			☐						
挿入			☐						

全ての項目が空欄である行を増やしたい場合は、空欄の行の「挿入」ボタンを押下して追加してください。

【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳									
検証	個別医薬品コード又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方収載	医薬品等の区分			出荷数量及び単価		
				副作用及び安全	感染		出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価
挿入	00584WJ58038	テストデーター036	☐	1:新薬	1:輸血用血液製剤		10,000		
削除			☐						
挿入			☐						
削除			☐						
挿入			☐						

項目を追加した場合、以下の赤で囲った項目は必ず入力してください。これは最低限必要な項目であり、そのほかの項目についても必要に応じて入力してください。

個別医薬品コード又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方収載	副作用及び安全	感染	出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価	係数計算後単価	薬用単価	グルーピング	副作用	感染	安全
1234FFFF5678	タチツテ静注0.1mg	☐	1:新薬	3:その他の生物由来製品	2,510	医薬品-薬価基準収載	2,600.00	2,600.00	☐		6,526,000	6,526,000	6,526,000
1234FFFF1234	タチツテ静注0.5mg	☐	1:新薬	3:その他の生物由来製品	725	医薬品-薬価基準収載	9,700.00	9,700.00	☐		7,032,000	7,032,000	7,032,000

(5) 品目の削除

申告者側で削除できるのは、申告者が追加した品目のみです。**PMDA から提供された時点で登録されている品目は削除できません。**

① 追加した品目の行を削除する場合

「削除」ボタンを押下することで削除することができます。

【医薬品等】拠出金算定基礎取引額算出内訳									
検証	個別医薬品コード又は承認番号	品目名(規格・単位)	局方収載	医薬品等の区分			出荷数量及び単価		
				副作用及び安全	感染		出荷数量	単価に係る種別	薬価又は税込価
削除	00000000		☐				0		
挿入	00000001		☐				0		

② 追加した品目以外を削除する場合

申告者側では削除できませんので、備考欄に、【削除】と冒頭に記載し、削除理由を記載してください。

例1) 申告対象期間以前に他者に承継した品目

【削除】過年度被承継品目(承継日 2002/05/05)

例2) 他者の製造販売品目

【削除】他者の製造販売品目

AI		AJ		AK		AL		AM	
除外医薬品				承認		承認整理		備考	
副作用		安全							

ここに記載してください。

3.2. 入力内容の検証

(1) グレーアウトについて

入力用 Excel は、申告者側で入力する必要のない項目を、グレーアウト(濃いグレーと斜線)※で表示しています。

グレーアウト(濃いグレーと斜線の表示)※された項目には、何も入力しないでください。

なお、グレーアウトされた項目に値等が入力されていると、検証の段階でアラートメッセージが表示され、申告書類作成の工程に進むことができません。

※ 薄いグレーの項目(「品目名(規格・単位)」、「(出荷数量及び単価)係数計算後単価」、「(出荷額)副作用」及び「(出荷額)感染」など)については、修正できない項目又は自動計算により入力が不要の項目となっており、申告者側で直接入力できない項目となっています。

(例) 医薬品:「(除外医薬品)副作用」の場合(濃いグレーと斜線の表示)

【医薬品等】拠出金算定基礎取引									
解除		返品		輸出		予防接種		動物専用	
検証		数量		検除額		数量		検除額	
削除	挿入	00000001	0	0	0	0	0	0	0
削除	挿入								
削除	挿入								

↓

【医薬品等】拠出金算定基礎取引									
解除		返品		輸出		予防接種		動物専用	
検証		数量		検除額		数量		検除額	
削除	挿入	00000001							
削除	挿入								
削除	挿入								

ドロップダウンリストから該当する番号を選択

返品数量、輸出数量、予防接種数量、動物専用数量などの項目がグレーアウトされます。

(2) 申告書類の作成前の検証

拠出金算定基礎取引額算出内訳の入力が完了したら、検証を実行してください。

手順は次のとおりです。

I. 各内訳シート左上の「検証」ボタンを押下します。

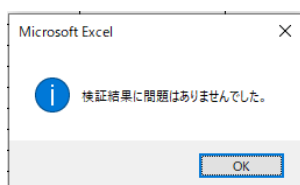
【体外診断用医薬品】拠出金算定基礎取引額算出内訳			
承認番号 又は届出番号		品目名	医薬品の区
検証			
削除	挿入		
削除	挿入		
削除	挿入		
削除	挿入		

「検証」ボタンを押下

II. 検証結果が表示されます。

1) 検証結果に問題がない場合

「検証結果に問題はありませんでした。」のメッセージが表示されます。



メッセージを確認後、シート「申告者情報」を開き、下部にある「入力シート検証状況」表の「内訳」の「検証」欄に「OK」と表示されていることを確認してください。

これでシート提出金算定基礎取引額算出内訳の入力は完了です。

2) アラートが表示された場合

検証結果に問題がある場合は、以下のようなアラートメッセージが表示され、該当の入力シートにおける問題のある箇所の背景色が黄色になります。

メッセージの内容に沿って、内容を修正してください。

【医薬品等】提出金算定基礎取引

検証		提出金算定基礎取引	区分又は単価変更		商品		輸出		予防接種		動物専用		備考
検証	修正	提出金算定基礎取引 又は承認番号	開始日	終了日	変更理由	数量	控除額	数量	控除額	数量	数量	控除額	備考
削除	挿入	00000001	1800/01/01	1910/01/01		0	0	0	0				0 1-4
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												
削除	挿入												

Microsoft Excel

アラートメッセージが表示されています。
黄色のセルは、内容を確認してください。

OK

修正完了後、再度「検証」ボタンを押下してください。

問題が解消された場合は、「検証結果に問題はありませんでした。」のメッセージが表示されます。

アラートメッセージが再度表示された場合は、黄色い箇所の修正と「検証」ボタンの押下を繰り返してください。

医薬品の「単価に係る種別」が「薬価基準収載」である品目については、「薬価又は税込価格」を変更した場合、該当箇所の背景色が水色に変化します。これは、通常変更が生じないと考えられる箇所が変更された場合に注意喚起するものなので、記載内容に誤りがないかを確認してください。記載内容に問題がなければ、水色の箇所が残ったままでも申告書類の出力作業を進めることができます。

品目名(規格・単位)	医薬品等の区分		出荷数量及び単価	
	副作用及び安全	感染	出荷数量	単価に係る種別 薬価又は税込価格
アイウエオ注射液100mg	2:注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤	3:その他の生物由来製品	1,587,070	医薬品-薬価基準収載 150.00
アイウエオ注射液200mg	2:注射剤、内用剤、坐剤、トローチ剤、吸入剤	3:その他の生物由来製品	0	医薬品-薬価基準収載 25.00
カキケコ錠10mg	2:注射剤、内用剤			薬価基準収載 88.00
カキケコ錠20mg	2:注射剤、内用剤			薬価基準収載 124.00
カキケコ顆粒0.1%	2:注射剤、内用剤			薬価基準収載 89.00
サシセソ点眼液0.1%	3:その他の			薬価基準収載 240.00

Microsoft Excel

・「薬価又は税込価格」が修正されています。間違いありませんか？
水色のセルを確認してください。

OK

III. 全ての内訳シートで検証を行います。

入力用 Excel を用いた申告書類の作成にあたっては、シート「申告者情報」の「入力シート検証状況」で

【医薬品等】内訳

【体外診断用医薬品】内訳

【医療機器】内訳

のすべての項目について「検証」を行っていただく必要があります。

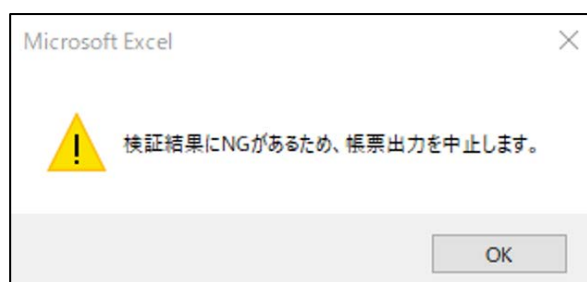
仮に「医薬品等」のみの申告を行う場合であっても、「体外診断用医薬品」及び「医療機器」の各シートについても検証を行っていただく必要があります。

「医薬品等」のみのみが「OK」であった場合には、「帳票出力」を押下しても次のメッセージが表示され、申告書類が出力されません。

入力シート検証状況

入力シート名	検証
【医薬品等】内訳	OK
【体外診断用医薬品】内訳	
【医療機器】内訳	

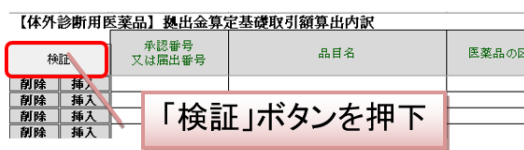
帳票出力



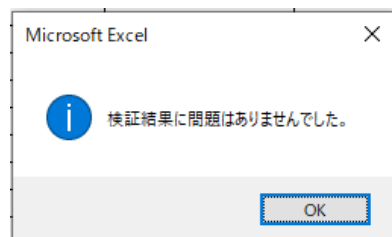
例えば、「医薬品等」のみの申告を行う場合（体外診断用医薬品又は医療機器の品目はない場合）には、以下の手順で「体外診断用医薬品」と「医療機器」の検証を行います。

1) シート「【体外診断用医薬品】算定基礎取引額算出内訳書」の検証

シート「【体外診断用医薬品】算定基礎取引額算出内訳書」を開き、「検証」ボタンを押下します。



「検証結果に問題はありませんでした。」のメッセージが表示されます。



シート「申告者情報等概要」の下部にある表「入力シート検証状況」の「体外診断用医薬品」が OK となっていることを確認します。

入力シート検証状況

入力シート名	検証
【医薬品等】内訳	OK
【体外診断用医薬品】内訳	OK
【医療機器】内訳	OK

帳票出力

2) シート「【医療機器】算定基礎取引額算出内訳書」の検証

シート「【医療機器】算定基礎取引額算出内訳書」を開き、「検証」ボタンを押下します。

【医療機器】算出金算定基礎取引額算出内訳			
検証	分類コード番号	品目名（一般的名称）	医療機器の区
削除 挿入			
削除 挿入			
削除 挿入			
削除 挿入			

「検証」ボタン押下

「検証結果に問題はありませんでした。」のメッセージが表示されます。



シート「申告者情報等概要」の下部にある表「入力シート検証状況」の「医療機器」が OK となっていることを確認します。

入力シート検証状況

入力シート名	検証
【医薬品等】内訳	OK
【体外診断用医薬品】内訳	OK
【医療機器】内訳	OK

帳票出力

4. 申告書類の出力

「入力シート検証状況」の3つすべての項目が OK になっていることを確認し、「帳票出力」ボタンを押下してください。

「帳票出力」ボタンを押下

入力シート検証状況

入力シート名	検証
【医薬品等】内訳	OK
【体外診断用医薬品】内訳	OK
【医療機器】内訳	OK

帳票出力

「帳票出力」ボタンの押下により、以下の帳票（入力用 Excel 内のシート）が作成されます。

- 副作用拠出金申告書
- 副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書
- 感染拠出金申告書
- 感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医薬品)
- 感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医療機器)
- 感染拠出金算定基礎取引額算出内訳書(再生医療等製品)
- 安全対策等拠出金申告書
- 安全対策等拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医薬品)
- 安全対策等拠出金算定基礎取引額算出内訳書(医療機器)
- 安全対策等拠出金算定基礎取引額算出内訳書(再生医療等製品)

申告者情報等概要 ※全角入力。半角入力と指定されている項目は指定された形で入力してください。

納付義務者
 代表者氏名 (ふりがな) 平 1000-0000
 住所 (ふりがな) 東京都
 名称 (ふりがな) 株式会社
 名称 株式会社
 電話番号 03-1234-5678
 代表者氏名 (ふりがな) 代表者氏名
 代表者氏名 代表者氏名
 郵便番号 100-0000
 住所 東京都
 名称 株式会社
 申告年月日 0000/00/00
 所属部署 【全角入力】 製造課
 電話番号 00-0000-0000
 メールアドレス 【半角入力】 mail
 氏名 【全角入力】 代表者氏名
 申告年月日 0000/00/00
 所属部署 【全角入力】 製造課
 電話番号 00-0000-0000
 メールアドレス 【半角入力】 mail
 氏名 【全角入力】 代表者氏名

納付義務適用除外者
 納付義務適用除外者 ☐
 安全 納付義務適用除外者 ☐

入力シート検証状況

入力シート名	検証
【医薬品等】内訳	OK
【体外診断用医薬品】内訳	OK
【医療機器】内訳	OK

除外医薬品の指定

1 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品

副作用

1-1 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-2 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-3 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-4 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-5 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-6 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-7 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-8 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-9 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-10 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-11 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-12 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-13 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-14 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-15 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-16 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-17 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-18 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-19 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-20 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-21 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-22 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-23 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-24 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-25 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-26 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-27 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-28 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-29 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-30 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-31 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-32 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-33 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-34 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-35 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-36 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-37 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-38 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-39 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-40 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-41 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-42 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-43 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-44 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-45 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-46 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-47 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-48 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-49 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-50 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-51 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-52 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-53 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-54 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-55 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-56 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-57 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-58 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-59 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-60 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-61 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-62 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-63 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-64 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-65 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-66 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-67 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-68 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-69 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-70 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-71 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-72 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-73 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-74 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-75 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-76 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-77 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-78 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-79 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-80 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-81 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-82 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-83 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-84 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-85 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-86 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-87 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-88 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-89 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-90 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-91 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-92 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-93 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-94 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-95 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-96 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-97 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-98 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-99 アナフィラキシーとその誘発因子
 1-100 アナフィラキシーとその誘発因子

Microsoft Excel

帳票出力が完了しました。

OK

各拠出金の申告書シート及び算定基礎取引額算出内訳書シートが正しく作成されているかを確認し、上書き保存をしてファイルを閉じてください。

[illegible]

5. 算用単価算出シート(副作用及び感染拠出金にかかる補助機能)

(1) 算用単価入力

副作用拠出金及び感染拠出金の品目のうち、同一の承認番号品目で複数の販売価格(単価)がある場合、算用単価を自動算出することができます。補助機能のため、このシートの利用は任意です。算用単価の詳細については「副作用拠出金 申告・納付の手引」【Ⅲ3(9)複数の単価のある品目の取扱い】を参照してください。

なお、このシートで単価を算出できるのは「単価に係る種別」が以下の品目のみです。

医薬品-一般用、要指導又は薬価基準未収載
 医薬品-薬局製造販売
 医薬品-国又は地方公共団体購入
 医療機器-材料価格基準未収載
 医療機器-国又は地方公共団体購入
 再生医療等製品-保険未収載
 再生医療等製品-国又は地方公共団体購入

- ① 該当医薬品の「医薬品コード」「品目名」「単価に係る種別」を【「医薬品等」内訳】シートからコピーし貼り付けてください。仕切価格ごとに1行ずつ「出荷数量」「仕切価格」「消費税率」を入力します。
- ② 同一品目ごとに同じ「グルーピングID」(例:001)を入力してください。

医薬品コード	品目名	出荷数量	単価に係る種別	仕切価格	消費税区分	消費税率	グルーピングID
333ABC1234567	〇〇胃腸薬	1,000	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	100.00	税込	B (10%)	001
333ABC1234567	〇〇胃腸薬 品目 A	2,000	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	200.00	税込	B (10%)	001 品目ごとに同ID
333ABC1234567	〇〇胃腸薬	3,000	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	300.00	税込	B (10%)	001
444ABC1234567	●●クリーム	300	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	30.00	税込	B (10%)	002
444ABC1234567	●●クリーム 品目 B	400	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	40.00	税込	B (10%)	002 品目ごとに同ID
444ABC1234567	●●クリーム	500	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	50.00	税込	B (10%)	002

- ③ 「計算」ボタンを押下します。
 右表に、算定内訳書に記載する算用単価が算出されます。

医薬品コード	品目名	出荷数量	単価に係る種別	仕切価格	消費税区分	消費税率	グルーピングID	算用単価	出荷額
333ABC1234567	〇〇胃腸薬	1,000	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	100.00	税込	B (10%)	001	100.00	100.00
333ABC1234567	〇〇胃腸薬	2,000	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	200.00	税込	B (10%)	001	200.00	200.00
333ABC1234567	〇〇胃腸薬	3,000	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	300.00	税込	B (10%)	001	300.00	300.00
444ABC1234567	●●クリーム	300	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	30.00	税込	B (10%)	002	30.00	30.00
444ABC1234567	●●クリーム	400	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	40.00	税込	B (10%)	002	40.00	40.00
444ABC1234567	●●クリーム	500	【医薬品】一般用、要指導又は薬価基準未収載	50.00	税込	B (10%)	002	50.00	50.00

算用単価は「医薬品コード」「品目名」「グルーピングID」の3項目が同一だと同じグループとなります。

下図の場合、左表の「医薬品コード」「品目名」「グルーピングID」の組み合わせが6つあり、右表に算用単価が6つ算出されます。

